

# 「生活支援戦略」(仮称)と「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」

## 1 生活支援戦略(仮称)

生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための7ヶ年(平成25年～31年度)の「生活支援戦略」(仮称)を策定する。  
(日本再生戦略の策定に併せて検討を進め24年秋目途に策定)

①生活困窮者支援体制の計画的な整備

②生活困窮者支援体系の整備(法制化)

③生活保護制度の見直し

「中間取りまとめ」の「当面取り組むべき施策」を実施するとともに、「制度の見直し」を協議検討

### 当面の対応

- 生活保護給付の適正化
  - 医療扶助(電子レセプト、セカンド・オピニオン、後発医薬品)
  - 制度運用(資産調査の強化、不正告発の目安の提示)
- 就労・自立支援の強化
  - 期間を設定した就労・自立支援、自立支援プログラム拡充、自立支援プログラム参加促進、高齢者等の社会貢献活動等、ケースワーク業務の外部委託推進

### 制度の見直しの方向性

- 生活保護基準の検証・見直し
- 指導等の強化
  - 調査・指導権限の強化、医療機関の指定等の見直し、罰則の強化
- 脱却インセンティブの強化
  - 生活保護基準体系の見直し、勤労就労積立制度の導入、家計・生活指導の強化、生活保護脱却後のフォローアップ強化
- ハローワークと一体となった就労支援の一層の強化

生活保護費の費用負担の在り方について触れられていない。

## 2 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会

「中間取りまとめ」で、中長期的な課題は、「引き続き場を設けて協議」

### 特別部会

生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討【構成員】学識経験者、地方自治体、経済界、連合、関係団体

これまでの、政務三役及び自治体首長クラスのハイレベル会合は行わない。

■生活保護受給者が増加し続けている現下の危機的状況から、7年では長期すぎる。

■現状の福祉事務所の実施体制では、新法による生活困窮者支援や脱却インセンティブ(生活保護脱却後のフォローアップ等)の実施は困難。

■実効性のある就労支援を行うため、職業紹介・訓練等と生活保護制度の一層の緊密化が必要。また、第2のセーフティネットには、生活保護に至らず自立できる機能が必要。

■生活保護費の費用負担は、国においては中長期的な課題と認識されている。

■特別部会は、これまでの「国と地方の協議」とは性格が異なり、地方が抱える生活保護の課題についての意見が十分に反映されない懸念がある。